

国住指第 1240 号
令和 3 年 6 月 30 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
を定める件等の一部を改正する告示等について

駐車場屋根置き太陽光発電設備（太陽光発電設備を屋根に設置した自動車車庫をいう。いわゆるソーラーカーポート。）については、規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）（別紙）において、「太陽光パネルのコストダウンが進みカーポートの屋根に敷設する太陽光発電設備の導入が進みつつある中、カーポートに多く用いられているアルミニウム合金造の小規模な建築物を、建築確認の審査時における構造基準についての審査省略制度の対象に追加する措置を講ずる」とこと及び「コスト削減のため、コンクリート基礎を用いない杭基礎一体型の駐車場屋根置き太陽光発電設備が新たに開発されたが、自治体によってはこの新規工法の解釈が明確でなかったため、杭と基礎が一体化した杭基礎工法であっても建築基準法上の基礎に該当する旨を、通知を発出し明確化する措置を講ずる。なお、基礎の構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては基準に適合するものである旨も、併せて通知を発出し明確化する措置を講ずる」とこととされた。

今般、駐車場屋根置き太陽光発電設備の設置実績を踏まえ、「アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件」（平成 14 年国土交通省告示第 410 号。以下「告示第 410 号」という。）及び「建築基準法施行令第 10 条第三号ロ及び第四号ロの国土交通大臣の指定する基準を定める件」（平成 19 年国土交通省告示第 1119 号。以下「告示第 1119 号」という。）の一部を改正する告示を本日付で公布・施行したので、その運用等について下記のとおり通知する。併せて、駐車場屋根置き太陽光発電設備で用いられる基礎の工法についても、下記のとおり通知する。

貴職におかれでは、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

1. 告示第 410 号及び告示第 1119 号の運用について

駐車場屋根置き太陽光発電設備に多く用いられているアルミニウム合金造の建築物は、改正前の告示第 410 号第 1 の規定により、延べ面積が 50 m²を超える場合は、構造計算によって安全性を確かめることとされてきた。また、告示第 410 号第 4 第 3 号イ及びロに定める埋込み形式柱脚に係る仕様規定は、告示第 410 号第 10 の規定に基づいて安全性を確かめた場合を除き、適用除外とすることことができなかつた。さらに、アルミニウム合金造の建築物に係る仕様規定（告示第 410 号第 1 から第 8 まで）は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条の 4 の規定に基づく建築物の建築に関する確認の特例の対象となつていなかつた。

今般、駐車場屋根置き太陽光発電設備の設置実績を踏まえ、告示第 410 号及び告示第 1119 号の一部を改正し、次のとおり小規模なアルミニウム合金造の建築物に係る構造基準の合理化を図ることとする。

- ・アルミニウム合金造の建築物は、延べ面積 200 m²以下まで構造計算により安全性を確かめることを要しないものとした。
- ・アルミニウム合金造の建築物の埋込み形式柱脚に係る仕様規定については、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 82 条第 1 号から第 3 号までに定める構造計算により安全性が確かめられた場合は、適用しないこと。
- ・アルミニウム合金造の建築物等の仕様規定（告示第 410 号第 1 から第 8 まで）については、建築士の設計に係る小規模建築物（平屋かつ延べ面積 200 m²以下）の場合、建築確認等における審査を省略すること。

2. 駐車場屋根置き太陽光発電設備で用いられる基礎の工法について

鋼管等を地盤に打ち込み、地盤面より上の部分を柱として使用する工法を用いて設置したものについては、次のとおり取り扱われるようご留意頂きたい。

鋼管等のうち地盤面より下の部分については、令第 38 条の基礎に該当し、同条第 3 項の規定に基づく「建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件」（平成 12 年建設省告示第 1347 号）第 1 の仕様規定に適合するか、同条第 4 項の規定に基づく同告示第 2 の規定によって構造計算を行い、構造耐力上安全であることを確かめることで、同条に適合することとしてよい。

当該柱の脚部については、令第 66 条の規定に基づく「鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件」（平成 12 年建設省告示第 1456 号）又は告示第 410 号の埋込み形式柱脚に該当し、これらの告示の仕様規定に適合するか、令第 82 条第 1 号から第 3 号までに定める構造計算を行い構造耐力上安全であることを確かめることで、同条に適合することとしてよい。

「規制改革実施計画」（抄）
 (令和3年6月18日閣議決定)

II 分野別実施事項

4. グリーン（再生可能エネルギー等）

(11)建築基準法や電気事業法等に係る保安・安全規制等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
51	駐車場屋根置き太陽光発電設備の促進に向けた、アルミニウム合金造の建築物に係る手続きの緩和	太陽光パネルのコストダウンが進みカーポートの屋根に敷設する太陽光発電設備の導入が進みつつある中、カーポートに多く用いられているアルミニウム合金造の小規模な建築物を、建築確認の審査における構造基準についての審査省略制度の対象に追加する措置を講ずる。	令和3年7月 措置	国土交通省
52	駐車場屋根置き太陽光発電設備の促進に向けた、杭基礎一体工法の解釈の明確化	コスト削減のため、コンクリート基礎を用いない杭基礎一体型の駐車場屋根置き太陽光発電設備が新たに開発されたが、自治体によってはこの新規工法の解釈が明確でなかったため、杭と基礎が一体化した杭基礎工法であっても建築基準法上の基礎に該当する旨を、通知を発出し明確化する措置を講ずる。なお、基礎の構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては基準に適合するものである旨も、併せて通知を発出し明確化する措置を講ずる。	令和3年7月 措置	国土交通省